# 仕　様　書

**■案件名：　宍道湖西部浄化センターの改築工事等に伴う発生材の売払い**

１．売払い品目・数量

別紙「発生物件調書」のとおり

| 保管場所 | 品名 | 規格・仕様 | 予定数量（kg） |
|---|---|---|---|
| 出雲市大社町中荒木 2391<br>宍道湖西部浄化センター<br>（別紙「平面図」参照） | 銅板 | 別紙「発生材リスト」のとおり | １８７．０ |
| | 鋼材 | | １６１９．９ |
| | 電気ケーブル | | ３７６２．０ |
| | 合計 | | ５５６８．９ |

２．引渡し条件

（１）　引渡し場所（保管場所）からの積込・搬出に係る費用は、買受人の負担とする。

（２）　現状引渡しとする。

（３）　本県担当者の立会いの下、作業を実施すること。

（４）　引渡し作業にあたっては、買受人が立ち会うこと。

３．引渡し時期

（１）　引渡しは、買主が代金を完納した後とする。

（２）　搬出期間は、契約日から令和９年１月２９日までとする。

（３）　搬出作業時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

（４）　搬出作業の方法について、事前に県担当者と打合せを行い、その指示に従うこと

４．代金の納入

本県が指定した期日までに納入すること。

５．その他

（１）　本件売払い契約にあたっては、物品売買契約書、島根県会計規則、その他関係法令を遵守すること。

（２）　契約締結後の物品については、災害・盗難等による亡失・き損等が発生しても、本県はその責任を一切負わないものとする。

（３）　搬出作業にあたっては、作業の安全性を十分に確保すること。

（４）　搬出作業によって施設を破損した場合は、買受人の責任により原形に復すること。